

岐阜市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年岐阜県条例第30号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書の様式)

第2条 法第10条第1項の申請書は、設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、市が開設するインターネットのホームページに掲載して行うものとする。

2 法第10条第2項に規定する所轄庁が指定する場所は、市民協働推進部市民活動交流センター内とする。

(設立登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書（様式第2号）によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書（様式第3号）によるものとする。

(定款の変更の認証申請書の様式)

第6条 法第25条第4項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第4号）によるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書（様式第5号）によるものとする。

(定款の変更の登記完了の提出)

第8条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款の変更の登記完了提出書（様式第6号）によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時に登記事項証明書を提出する場合にあっては、この限りでない。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書（様式第7号）によるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写の場所)

第10条 県条例第7条の閲覧及び謄写の場所は、市民協働推進部市民活動交流センター内とする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項の認定の申請は、解散認定申請書(様式第8号)によるものとする。

(解散等の届出)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書(様式第9号)によるものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、清算人兼任届出書(様式第10号)によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証)

第13条 法第32条第2項の認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書(様式第11号)によるものとする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書(様式第12号)によるものとする。

(合併の認証申請書の様式)

第15条 法第34条第4項の申請書は、合併認証申請書(様式第13号)によるものとする。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第16条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第14号)によるものとする。

(検査の際の身分証明書の様式)

第18条 法第41条第3項の証明書は、特定非営利活動促進法第41条第3項の規定による職員の証(様式第15号)によるものとする。

(書面の作成等における情報通信の技術を利用する方法)

第19条 県条例第15条第2項の規定による作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により行わなければならない。

第20条 県条例第15条第2項の規定による備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取って作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

- 2 特定非営利活動法人は、前項の規定による備置きを行うときは、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を出力することができるようにしなければならない。

第21条 県条例第15条第2項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年岐阜県規則第100号）の規定により作成されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定により作成された申請書その他の書類とみなす。

附 則（令和2年規則第5号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

設立認証申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）住所又は居所

氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款 2部
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前6月以内に作成されたもの） 1部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1部
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (8) 設立趣旨書 2部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

設 立 登 記 完 了 届 出 書

（あて先）岐阜市長

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

役員の変更等届出書

（あて先）岐阜市長

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

備考

- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載するとともに、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合は、旧姓又は旧名を「氏名」の欄に括弧を付して併記すること。
- 「住所又は居所」の欄には、岐阜県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項1号又は2号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 変更後の役員名簿を添付すること。
- 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 当該役員の住所又は居所を証する書面（届出の日前6月以内に作成されたもの）
 - 上記(2)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文

定款変更認証申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更しようとする日

3 変更の理由

備考

1 次の書類を添付すること。

- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 変更後の定款 3部
- (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。） 2部

2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考1に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間

は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) 1部

定 款 変 更 届 出 書

（あて先）岐阜市長

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条6項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更した日

3 変更の理由

備考 議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

定款の変更の登記完了提出書

（あて先）岐阜市長

（提出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により提出します。

備考 登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること。

事業報告書等提出書

（あて先）岐阜市長

（提出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度の事業報告書等を提出します。

備考 次の書類を各2部添付すること。

- (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- (2) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 前事業年度の社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面

解 散 認 定 申 請 書

（あて先）岐阜市長

（申請者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて同条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

解散届出書

（あて先）岐阜市長

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第□号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

備考

- の部分には、解散事由の区分に応じ、1（社員総会の決議）、2（定款で定めた解散事由の発生）、4（社員の欠亡）又は6（破産手続開始の決定）を記入すること。
- 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

清算人 就任届出書

（あて先）岐阜市長

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備考 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の規定による認証を受けたいので、次のとおり申請します。

記

残余財産の譲渡を受ける者	譲渡する残余財産

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

清算終了届出書

（あて先）岐阜市長 様

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

合併認証申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の合併の認証を次のとおり申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併により設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 定款 2部
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前6月以内に作成されたもの） 1部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (7) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1部
- (8) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (9) 合併趣旨書 2部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

合併登記完了届出書

（あて先）岐阜市長

（届出者）主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の認証に係る定款
- (2) 合併当初の財産目録
- (3) 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

（表面）

第 号
所 属
職 名
氏 名
特定非営利活動促進法第41条第3項の規定による職員証
年 月 日交付
岐阜市長
印

（裏面）

特定非営利活動促進法（抜粋）

（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。